

第3回大河原町地域公共交通協議会《会議録（概要）》

■日 時：平成23年10月20日14時から15:15時まで

■場 所：大河原町役場大会議室

○出席者

委員：24名（内代理出席1名）

（欠席者2名 佐藤真弓委員、山田大樹委員、吉本淳委員）

事務局：4名

企画財政課：加藤 正明、井上 泰伸、木村 淳一、佐藤 圭一

協同組合地域活性化フォーラム（コンサルタント）：奥山修司、白石 奈々子

○協議事項

(1) デマンド型乗合タクシーの基本的事項と導入までのスケジュールについて

《概要説明》

《質 疑》

《協 議》

協議1：①車両運行委託事業者、②運行管理委託事業者

協議2：③運行区域（範囲）と運行エリア（区分）

協議3：④運行開始日

(2) その他 デマンド型乗合タクシーの先進事例視察について

○配布資料・・・の資料を公開

i *大河原町地域公共交通協議会第3回協議会 次第

ii *資料1 大河原町デマンド交通システムに関する説明資料

iii *資料2「デマンド型乗合タクシー導入事例視察」の実施について

■第3回協議会 ※規則第6条により、会長（町長）が議長となり進行。

議 長： 前回は様々な視点でのご意見を頂きながら、新しい公共交通システムの導入につ
きましては、デマンド型乗合タクシー方式にすることを決定させて頂きました。

最終的にはアンケート結果から読み取れる、必要な公共交通の条件についての「直接目的地まで行くことができる」「料金が安い」「自宅まで迎えにきてくれる」という三大ニーズへの共通理解がポイントだったと受け止めています。

合わせまして、まちなか再生プロデュース事業等も含めまして、今後のまちづくりとの関わり、整合性、将来の発展性という視点に関しましても十分考慮して頂いた結果だったと思います。

本日は、「大河原町デマンド交通システムに関する説明書」に沿って説明をさせて頂き、いくつかの基本的事項の決定と、24年7月運行開始とさせて頂く上での導入までのスケジュールについてご協議を頂くこととなります。

11月16日に予定されました先進事例の視察をお願いすることになりますが、その時には全体的なイメージも押さえて頂く中で、なお一層の共通理解が深まればと期待しているところであります。本日の会議が有意義なものになりますよう祈願いたしまして挨拶とさせていただきます。

(1) デマンド型乗合タクシーの基本的事項と導入までのスケジュールについて

議長： まず、(デマンドシステムに関する概要) 奥山先生の方から説明お願い致します。

奥山： 新しい地域公共交通としてデマンド交通システム導入を前提にこれから協議を進めていくということで、今日は大河原町のデマンド交通のイメージをどう作り上げていくかということの第一歩だとお考え頂ければと思います。

路線バスの場合は、全ての人が共通にイメージできる線があります。逆にいうと線を外れることができないという不便さが問題になります。

デマンドの自由性は地域にあった形でデザインしていける。そのためには、地域の特性、住民の移動パターンにあったシステムを一つ一つ作り上げていくことが大事になります。

後で事例のお話もいたしますが、どの地域も最初から完全なデマンドを作りあげているのではなく、動かしながらその都度データに基づく改善を加えながら、その地域にあった交通システムに仕立て上げていくことになっています。

デマンド交通システムでは、利用者のデマンド(=要望)、電話予約が必要になります。耳が遠いお年寄り等ご不自由されるケースがございますので、事前に登録をしてもらいますと、登録カードが利用者に渡ります。そのカードを見せれば代わりに電話予約してもらえます。

最近ですと、携帯等持たれるお年寄りも増えてきましたので、「これから帰りたい」という要望が(携帯の)ワンボタン操作でオペレータに伝えられまして、「この便でいいですか」という情報が送り返されてきて、いいか、悪いかだけをボタン操作して

予約完了というものも出来上がってきています。このように、まず、どうしても予約（デマンド）していただくことが必要になってきます。

そこで伝えた乗車場所の戸口から降車場所の戸口へ、ドアツードアに送迎をしてくれるということですので、行く場所に直接行きたい、自宅に迎えに来てもらいたいという要望にこのデマンドは応えることができる交通システムになります。一人で動くことができるのはタクシーですが、それが乗合になります。利用者の予約状況によって路線も変わります。そのためにデマンド交通システムの場合は、路線バスのように路線を示すことができません。

通常はどこまで行けるのかという区域だけを示してその範囲内で、運行エリア区分を示すことで「この範囲のこのエリア内の人は統一料金でエリア内を移動できますよ」という示し方になります。

最終的には、次回詳細の決め事をして頂くことになるかと思いますが、大枠としてイメージの方向性を詰めていきたいと思いますので、そのために先行事例がどのように工夫してきたのかということを少し情報としてご提供したいと思います。

資料 1 2-3 ページ 「Ⅰ デマンド交通システムの運行イメージ」の説明

資料 1 4 ページ 「Ⅱ デマンド交通システムの運行管理」

「Ⅲ 大河原町デマンド交通システムの運行」の説明

議長： 奥山先生ありがとうございます。ただいまご説明を頂いた内容に関しましてご質疑を賜りたいと思います。

委員： （蔵王町など）町外の病院に通院している人も多いので、町外に今回は手を伸ばすのは無理ということでしたが、やがては考えていただければと思います。

奥山： 一番大事なのは地域ニーズに答えていくということなので、そのような要望が強いということであれば、次の段階で手立てをとって行かなくてははいけないと思います。

しかし、大河原町の協議会は大河原町行政区域内の公共交通について話し合うのが役割になります。違う自治体までエリアを広げるときには、こちらで決議した内容をその違う自治体の協議会に審議して頂いて、そちらまでエリアを広げていいのかわか、広げるエリアの公共交通事業者の意見も聞かなくてははいけない。すぐに判断ができませんが、重要なことは、住民の意見をもとに次の段階を模索していくようになります。

委員： 同じですが、大泉記念病院、仙南中央病院、角田の病院などへ通院する人もいます。そういう人のために大河原町がリーダーシップをとってエリアを広げて行けるよう

になってほしい。

議長： 答えは同じですので、要望ということでよろしいでしょうか。（中核病院を退院した後などの）入院対応ができる病院が町内にないので、需要が確かにありますね。まずは当委員会として議論すべきことをするというで先に進ませていただきます。他にありますか。

委員： 予約をして一人しかいない場合、（一般の）タクシーを呼ばなくては行けないのですか。

奥山： 予約者が一人しかいない場合も公共交通として利用していただけますので、全く問題ありません。

個人利用的に使いたい方は、午後の便が（比較的）空いているので、生活行動を午前から午後に変えられて、病院や買い物も午後3時位から動かれるという方もいらっしゃいます。

ご自分の考えで、午前の混んでいる時よりも午後に動かれるという考えの方もいらっしゃいますので、0人の場合は絶対動きませんが、1人でもいる場合は、必ず目的まで移動を保証します。

委員： 通学通勤の利用はダメなのですか。

奥山： 町内の方であれば誰でも登録していただけます。小学生でも中学生でも高校生でも。運行時間帯以内で利用したいということであれば、その料金で利用できます。障害を持つ方も利用できるかということは、また別途の考え方があると思いますので、いまのところ町民であれば誰でも登録をして利用出来るということをご理解ください。

委員： 我々も介護タクシーはなんとか続けなくては行けないと思ってやっている中で、（デマンドでも）介護タクシーに関して車両は一台だけでもあればと思います。乗務員のコンプライアンスに関しましても、そのような仕事に携わるのであれば介護ヘルパーなど資格を取得した人間に運行させるというのも安全安心につながると思います。

議長： 提案として受け止めさせていただきます。他にありますか。よろしければ先に進ませていただきます。説明の続きをお願い致します。

事務局： 協議会における主な検討事項について説明します。

5-6 ページ IV 今後の検討事項と《地域公共交通協議会での決定事項》 説明

7 ページ V 今後のスケジュールイメージ 説明

－ 協議事項 －

議長： 協議すべきことについて全て説明頂きましたが、本日決定させて頂きたい事項については①②③⑧ということで皆さんのご意見を賜りながら決定させて頂ければと存じます。今の内容の中で質問等ございますか。一つ一つ行きますので、その際に発言を頂ければと存じます。

➤まず「①車両運行を委託する交通事業者」につきましては、(町内で営業される交通事業者を優先するという事で、) 株式会社ミヤコーバス、仙南観光タクシー株式会社、有限会社中央タクシーと協議を進めさせていただきます。受けていただけということが条件となりますので、書面で意向確認をさせて頂いてから、詳細の協議を経て最後決定をさせていただきます。本日仙南観光タクシーがいらっしゃいませんが、ミヤコーバス、有限会社中央タクシーはよろしいでしょうか？ (二社了解)

株式会社ミヤコーバス、仙南観光タクシー株式会社、有限会社中央タクシー、と車両運行委託に関する協議を進めることで方向づけをさせて頂きました。<承認>

続きまして「②運行委員会等の運行管理を委託する事業者」。これにつきましては、資料に可能性がある組織を掲げておりますが、先日、大河原町商工会、大河原町観光物産協会、大河原町社会福祉協議会にも入って頂きまして率直な話し合いをさせて頂きました(10月4日：大河原町役場)。角田市の例も踏まえて商工会でスタートを切らせて頂くと考えたところでございます。

発展的に議論を踏まえながら、どこまでも商工会というわけではないという可能性も当然ございます。スタートは商工会さんにとということでご理解を頂いているところです。よろしいですか。それでは、運行管理を委託する事業者といたしましては、大河原町商工会さんと調整を進めさせていただきます。<承認>

➤続きまして「③運行区域(範囲)と運行エリア(区分)」

事務局の説明は、運行区域(範囲)を大河原町内全域とし、エリア分けをしないで町全体をひとくくり(1エリア)とするという提案でした。

委員： (例えば)上大谷から中核(病院)まで直接行ってくれるということで、とても良いかと思えます。(エリア分けをすれば)乗換えて行かなくてはならなかったのが、直接行けるので良いと思えます。

議長： ただいまのお話は大変わかりやすいご理解だったと思えます。他にございますか。

委員： 最初はそれでいいと思いますが、ゆくゆくは他町との連携を希望します・・・とどこかに書いておいて下さい。

議長： （新しい長期総合計画で）開かれた先進のまちづくりを掲げる町としては、住民の皆さんの要望にできるだけ即していくということを大切にしたいと思っています。ですからこれらの（町外への運行拡大、近隣市町との連携）ご提案を十分に踏まえた対応を心がけていくことを共通理解にしたいと考えているところでございます。

委員： 新しい大河原のまちづくりということから始まっているので、白石、遠刈田、仙台（への運行拡大）は後のことであって、最初は大河原町内ということを前提に議論を進めていきましょう。

議長： ご理解頂いているものとして解させていただきます。

運行区域については大河原町内全域、運行エリアはひとくくりで、エリア分けしないということによろしいでしょうか。〈承認〉

➤本日協議、決定する事項でないものについても、事務局は事務局の案ということで説明をしましたが、「⑧運行開始日」の協議をおねがいします。

これは第1回協議会のときから説明をさせて頂いた通り、平成24年7月1日から運行開始（を目指す）というスケジュールで進ませて頂きたいということでありました。ご意見賜りたいと思います。

委員： （運行内容の変更が可能な）試行運転という意味も含めて7月1日ということになりますか。

議長： はい、そのようになります。不都合があれば、即対応できるような形でスタートをきらせて頂くことになります。

委員： 来年の7月1日は日曜日なのですが。

事務局： 7月1日は書類申請上の話で、日曜日であれば翌日ということになります。

議長： 正式に運行開始は7月2日ということで訂正させていただきます。

運行開始に関しましては平成24年7月2日〈を目指す〉とさせていただきます。〈承認〉

協議の中で本日決定でないものに関しましても、事務局（案）をお示しました。視察等もございますので、更に具体的なイメージをしっかりとって頂いて、収支的な問題等も示させて頂きながら、次回12月6日の協議会にて決定をさせて頂くということでご理解を願います。

(2) 導入事例視察について

事務局： 資料2 導入先進事例視察資料 による説明

委員： 視察される側は、視察用に特別の体制をとって待っています。ありのままの、いいところ悪いところも見られるような視察に配慮して頂ければと思います。

議 長： 先方の受け入れ事情があると思いますので、よく見て頂くということで是非皆さんご参加を宜しく申し上げます。

次回の大河原町地域公共交通協議会開催予定日 : 12月6日(火)午後2時から